

暖房用白灯油購入単価契約仕様書

下記の物品について、新潟県立三条高等学校、新潟県立三条東高等学校、新潟県立新潟県央工業高等学校、新潟県立三条商業高等学校の4校による共同購入を実施します。

本仕様書に記載されていない事項については、新潟県財務規則その他関係法令に基づき上記4校と締結する契約書により、契約の相手方とで決定します。

記

1 物品の品名、規格

白灯油 JIS・1号(大型ローリー搬入)

2 契約単位

1リットルの単価(税抜き)

3 購入見込数量

学 校 名	購入見込数量	灯油タンク施設
新潟県立三条高等学校	22,000 リットル	地下タンク 9,600リットル 1基
新潟県立三条東高等学校	34,000 リットル	地下タンク 10,000リットル 1基
新潟県立新潟県央工業高等学校	10,000 リットル	地下タンク 9,600リットル 1基
新潟県立三条商業高等学校	26,000 リットル	地下タンク 10,000リットル 1基
合 計	92,000 リットル (天候による変動があります)	

4 納入期限

契約締結の日から令和9年3月31日までの間で、各校が発注の都度指定する日

5 納入場所

新潟県立三条高等学校 (三条市月岡1-2-1:電話0256-35-5500)
新潟県立三条東高等学校 (三条市北入蔵2-9-36:電話0256-38-6461)
新潟県立新潟県央工業高等学校 (三条市東本成寺13-1:電話0256-32-5251)
新潟県立三条商業高等学校 (三条市田島2-24-8:電話0256-33-2631)
以上4校の地下タンク

6 納入条件

新潟県立三条商業高等学校への納入に際しては、12m以上の給油ホースが必要

7 市況変動による契約単価変更の基準について

「物品売買契約書(案)」別記契約条項第9条第1項に規定する市況変動による契約単価変更の基準については、別紙「令和8年度 白灯油単価契約変更契約協議方法」のとおりとし、変更契約の協議を行うものであること。その他契約条項は、別紙「物品売買契約書(案)」のとおりとする。

8 その他

見積りに際し現地確認が必要な場合は、事前に確認したい学校に連絡の上実施すること。

令和8年度 暖房用白灯油単価契約変更契約協議方法
(物品売買契約書第9条第1項及び第2項 関係)

新潟県立三条高等学校
新潟県立三条東高等学校
新潟県立新潟県央工業高等学校
新潟県立三条商業高等学校

変更契約を行うか否か、また、変更契約単価の算定にあたっては、下記の市況価格を用いて行います。

・市況価格・・・ 資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査(給油所小売価格調査)の週次調査の新潟県価格【配達灯油18リットル、消費税込み】(以下「新潟県価格」という。)

(1) 変更協議により単価を変更するか否かの決定方法

協議時点の新潟県価格と当初の契約時の新潟県価格(2回目以降の変更の場合は、直前の変更契約時点の新潟県価格)と比較して、2円/ℓを超える増減があった場合に変更契約を行う。

変更契約の必要が生じた場合は、甲又は乙は、相手方に対し契約の変更を申し入れ、協議のうえ契約を締結する。

原則として同月中は再度の変更契約は行わない。

変更協議時点 の新潟県価格	－	当初契約時の新潟県価格 (2回目以降の変更の 場合は、直前の変更 契約時の新潟県 価格)	> 2 円/ℓ または < -2円/ℓ
------------------	---	--	---------------------------

(2) 変更単価の算定方法

変更単価	=	<table border="1"><tr><td>変更協議時の新潟県価格</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>当初契約時(2回目以降の変更の場合は、直前の変更契約時の新潟県価格)</td></tr></table>	変更協議時の新潟県価格	当初契約時(2回目以降の変更の場合は、直前の変更契約時の新潟県価格)	×	<table border="1"><tr><td>当初の契約単価 (2回目以降の変更の 場合は直前の契約 単価)(消費税抜き)</td></tr></table>	当初の契約単価 (2回目以降の変更の 場合は直前の契約 単価)(消費税抜き)
変更協議時の新潟県価格							
当初契約時(2回目以降の変更の場合は、直前の変更契約時の新潟県価格)							
当初の契約単価 (2回目以降の変更の 場合は直前の契約 単価)(消費税抜き)							
<table border="1"><tr><td>小数第2位切捨 10銭単位に消費 税を加算</td></tr></table>	小数第2位切捨 10銭単位に消費 税を加算						
小数第2位切捨 10銭単位に消費 税を加算							

(注) 受注者において変更契約に応じることができない特別の事情がある場合は、根拠となる資料を添付して発注者に書面で申し出ることができる。